

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

令和 7 年 4 月より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記の通り変更になります。

※全医療機関共通の負担額変更となります。

区分	一食当たり負担額（令和 7 年 4 月から）
一般の方	4 9 0 円 ➡ 5 1 0 円
住民税非課税世帯の方 （区分Ⅱ）	1 8 0 円又は 2 3 0 円 ➡ 1 9 0 円又は 2 4 0 円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない 7 0 歳以上の方（区分Ⅰ）	1 1 0 円 変更なし
指定難病受給者 （住民税非課税世帯を除く）	2 8 0 円 ➡ 3 0 0 円

生活療養「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」

3 7 0 円 **変更なし**